

令和 7 年第 8 回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 令和 7 年 8 月 4 日（月曜日） 14 時 55 分～15 時 35 分

場 所： 佐伯市役所 6 階 大会議室

出席農業委員： 1 番 宮脇 保芳、 2 番 小野 隆壽、 3 番 高畠 千恵美、 4 番 飛高 聖悟、
6 番 伊藤 文士、 7 番 竹中 裕子、 8 番 山田 美之、 9 番 田原 俊秀、
10 番 吉岡 薫、 11 番 波戸崎 孝、 13 番 山田 裕也、 14 番 矢野 弥平、
15 番 笠村 由喜、 17 番 真田 寿志、

出席農地利用最適化推進委員： 佐伯 3 区 寺嶋 雅昭、 佐伯 6 区 亀山 悅男、 上浦区 坂本 啓二、
弥生 2 区 市原 洋一、 宇目 1 区 岡田 安代、 鶴見区 三又 秀喜、
蒲江 2 区 塩月 邦彦、 蒲江 3 区 後藤 正

事 務 局： 事務局長 市樂 栄作、 局長補佐兼総括主幹 染矢 公博、 副主幹 大良 栄一、
副主幹 三股 幸子、 主事 小野 風月

農 政 課： 副主幹 矢野 允彦

議事日程

議案第 21 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 22 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 23 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

その他 ①非農地証明願について

②非農地通知書について（大入島）

③農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について（農政課）

(局長)

それではただいまより令和7年第8回佐伯市農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員は、小野美智子委員、三又勝弘委員、塩月吉伸委員の3名が欠席でございます。

農業委員17名中本日の会議の出席者は14名です。

よって、農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立したことを報告します。

また、農地利用最適化推進委員につきましては、該当案件がある推進委員の出席をお願いしております。

なお推進委員の発言につきましては、農業委員会等に関する法律第29条第2項の規定により、各推進委員に關係する案件のみとされておりますので、お知らせいたします。

本日、推進委員の出席を要する議事は、(1)の議案第21号から(4)その他の①非農地の証明願についてまでございますので、当該案件の審議が終了した推進委員は、順次退席されて結構でございます。

それでは少し早いですけども、宮脇会長よりご挨拶を申し上げます。

(会長)

改めましてこんにちは。

農地利用状況調査、それから意向調査の説明会に引き続き総会ということで大変お疲れ様です。

この説明会の冒頭に局長の方から挨拶がありましたように、非常に今厳しい暑さということで、熱波という言葉を使いましたけども、本当に熱波というのに合っているなあというぐらい暑くてですね、我々も本当に朝6時ごろから仕事を始めて、9時半10時頃までしか仕事ができないと。それ以上したら本当にぶつたおれるんじゃないかなということで、皆さんも熱中症対策には注意をしていただきたいなと思っているところであります。

それからですね、資料の中に、農業委員会だよりがNo.9ということで発行をされる予定ですが、広報委員の皆さん大変本当にご苦労さまでした。おかげで9号の発刊ということになりました。本当にありがとうございました。

それと、7月22日にOAB大分朝日放送で放映されました野々河内の2万本のひまわりの写真がここに出ておりますけれども、皆様の努力のおかげですばらしいひまわり園ができたなあということで、皆さんのご尽力に感謝を申し上げたいと思いますし、また裏面の方がですね、笠村委員のひまわり畑ということで、本当に笠村委員が個人でこれだけのことをしていただいていること本当に、感謝申し上げたいというふうに思います。

今日はですね、案件も3条が9件、それから4条が1件、5条が2件ということで、案件も少ないようでございますので、1回途中で休憩を挟むことになっておりますけど今日はもう休憩なしに行いたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げまして、簡単ですけども挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

(局長)

ありがとうございました。

これより先につきましては農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となりますので会長に議事進行をお願いいたします。

(会長)

それではですね、議事進行をさせていただきますが、農業委員会会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名人を指名いたします。

議事録の署名を9番田原俊秀委員、10番吉岡薰委員にお願いします。

それでは議事に入る前に事務局から議案の説明をお願いします。

(事務局)

着座にて説明をさせていただきます。議案書2ページをお開きください。

本日の議案における農地案件の件数及び面積ですが、議案第21号農地法第3条の規定による許可申請についての件数は9件で、面積は田及び畠を合計いたしまして7,211平米です。

議案第22号農地法第4条の規定による許可申請についての件数は1件で、面積は田及び畠を合計いたしまして62平米です。

議案第23号農地法第5条の規定による許可申請についての件数は2件で、面積は田及び畠を合計いたしまして1,277平米です。

議案第21号から23号に関する合計件数は12件、合計面積は田が6,934平米、畠が1,616平米で、総合計面積は8,550平米です。

以上の通りでございますので、慎重審議のほどよろしくお願ひいたします。

(会長)

はい。ただいま事務局より件数及び面積総括の説明がございましたが、質問等ございませんか。

はい。ないようですので議事に入りたいと思います。

それでは議案第21号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

議案書3ページの3条の1番について、事務局の説明の後、市原推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。今回の申請は、売買による所有権の移転です。申請農地は農用地区域内の農地です。

譲受人は自己所有地で米や野菜を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と妻の2人で行っているとのことです。

農地取得後は米を栽培する計画です。取得後の耕作面積は170.4722aとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないとと思われます。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして市原推進委員お願いします。

(市原推進委員)

これは特に問題になることはないと思われます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の1番について、これより意見等を求めることがあります。

どなたかございましたら挙手をもってお願ひいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の1番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして3条の2番について、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見もあわせてお願ひいたします。

(事務局)

はい。今回の申請は贈与による所有権の移転です。申請農地は農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で野菜を栽培しているとのことです。

農業経営は譲受人と父の2人で行う計画とのことです。農地取得後は野菜を栽培する計画です。

今回は親子間の贈与になります。取得後の耕作面積は4.69aとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないとと思われます。

担当推進委員からも特に問題ないとの意見をいただいております。

事務局の説明は以上です。

(会長)

事務局からの説明と担当推進委員の意見が述べられました。

それでは3条の2番について、これより意見等を求めることがあります。

どなたかございましたら、挙手をもってお願ひいたします。

はい。なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは3条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、3条の3番について、事務局の説明の後、亀山推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農用地区域外の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有しております。農業は譲受人1人で行うとのことです。

取得後は果樹を栽培する計画です。取得後の耕作面積は4.13aとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域の農業上の支障は予想されないとと思われます。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして亀山推進委員お願ひします。

(亀山推進委員)

はい。特に問題ないと思います。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願ひいたします。

はい。なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは3条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の4番について、事務局の説明の後、寺嶋推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。今回の申請は贈与による所有権の移転です。申請農地は農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で野菜を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。農業は譲受人1人で行うとのことです。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。取得後の耕作面積は6.4aとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないとと思われます。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして、寺嶋推進委員お願いします。

(寺嶋推進委員)

申請地は中川さんの自宅と隣接していて、特に問題はありません。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の4番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願ひいたします。

はい。なしの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。賛成多数ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の5番について、事務局の説明の後、後藤推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農用地区域外の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有しております。農業は譲受人1人で行うとのことです。

農地取得後はタケノコや栗を栽培したいとのことです。

申請人は今佐伯市に住んでいますが、楠本の隣の土地に引っ越してくることとのことです。

取得後の耕作面積は 0.92a となります。

今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局の説明は以上です。

(会長)

続きまして、後藤推進委員お願いします

(後藤推進委員)

特に問題はないと思います。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは 3 条の 5 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。それでは 3 条の 5 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、3 条の 6 番について、事務局の説明の後、塩月推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で野菜や果樹を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と妻の 2 人で行う計画とのことです。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。農地取得後の耕作面積は 31.27a となります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして、塩月推進委員お願いします。

(塩月推進委員)

はい。特に問題ないと思います。以上です。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進員からの意見が述べされました。
それでは3条の6番について、これより意見等を求めることがあります。
どなたかございましたら挙手をもってお願ひいたします。
はい。なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。
それでは3条の6番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。
はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。
続きまして、3条の7番について、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進の意見もあわせてお願ひします。

(事務局)

はい。今回の申請は贈与による所有権の移転です。申請農地は農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で栗を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機は所有しております。

農業は譲受人と妻の2人で行うとのことです。農地取得後は栗を栽培する計画です。

前回隣の土地の申請があつてですね、そこに付随しての申請となつてますんで、栗が植わっていると思います。取得後の耕作面積は7.81aとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域の農業上の支障は予想されないとと思われます。

担当推進からも特に問題ないとの意見をいただいております。

事務局の説明は以上です。

(会長)

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の7番について、これより意見等を求めることがあります。

どなたかございましたら、挙手をもってお願ひいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の7番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、3条の8番について、事務局の説明の後、塩月推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

今回の申請は贈与による所有権の移転です。申請農地は、農用地区域内の農地です。

譲受人は自己所有地で野菜や果樹を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機は所有しております。農業は譲受人と妻の2人で行うとのことです。

農地取得後は果樹を栽培する計画です。取得後の耕作面積は33.176aとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないとと思われます。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして、塩月推進委員お願いします

(塩月推進委員)

はい。特に問題ないと思われます。以上です。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の8番について、これより意見等を求めることがあります。

どなたかございましたら、挙手をもってお願ひいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の8番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の9番について、事務局の説明の後、岡田推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

今回の申請は贈与による所有権の移転です。申請農地は農用地区域外及び内の農地です。

農業経営に必要な農機具は導入予定です。農業は譲受人1人で行う計画です。

譲受人と臨時雇用2人を入れて行う予定です。農地取得後は米や果樹を栽培する計画です。

農地の近くに家を購入し、そこを拠点に農業を行うとのことです。

取得後の耕作面積は33.176aとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして、岡田推進委員お願いします。

(岡田推進員)

問題ないと思います。今度する人は贈与の形になるので。

(会長)

はい、ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の9番について、これより意見等を求めることがあります。

どなたかございましたら、挙手をもってお願ひいたします。

はい。なしとの意見がございますので取りまとめたいと思います。

それでは3条の9番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、農地法第3条に関する9件の審議を終わります。

続きまして、議案第22号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

議案書5ページの、4条の1番について、事務局の説明の後、三又推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。では農業委員会事務局大良です。4条についてご説明いたします。

申請地は鶴見大字吹浦にある、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い第2種の畠です。今回庭園の用途による申請です。面積は、62平米となっております。

申請地は申請者が所有する宅地の敷地内にあり、庭園用地として管理する計画です。

また、盛土などの造成工事は行わない計画のため、土砂の流出崩落の恐れはないと思われます。

水利権はございません。許可基準は第2種農地の許可基準に該当いたします。

事務局からは以上です。

(会長)

はい。続きまして、三又推進委員お願いします。

(三又推進委員)

はい。特に問題はないと思われます。

(会長)

ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは4条の1番についてこれより意見等を求めたいと思います。

意見がございましたら、挙手をもってお願ひいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは4条の1番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で農地法第4条に関する1件の審議を終わります。

続きまして、議案第23号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。議案書6ページの5条の1番について、事務局の説明の後、市原推進員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。5条の1について説明いたします。手前の画面をご覧ください。

申請地は弥生大字小田にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地です。宅地敷地用地としての用途による申請です。

今回申請地と隣接し、譲受人が居住する宅地の石積みが令和6年10月の大雨で申請地側に崩壊し宅地が申請地側に傾き危険な状態がありました。

緊急で工事する必要があり、やむを得ずブロック積みを施工し復旧しています。

災害復旧でやむを得なかつたという事情はありますが、すでに工事を実施しているため、始末書が添付されております。

また、すでに工事が完了しているため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

雨水等は自然流下いたします。水利権はございません。

許可基準は第2種農地の許可要件に該当いたします。

事務局からは以上です。

(会長)

はい。続きまして市原推進委員お願いします。

(市原推進委員)

はい。事務局が言った通り災害復旧で緊急にやったそうです。

もう特に問題はないと思われます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは5条の1番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願ひいたします。

はい。なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは5条の1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、5条の2番について、事務局の説明の後、寺嶋推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。では5条の2について説明いたします。

申請地は大字長谷にある第2種農地の田んぼです。

今回資材置き場用地としての用途による申請です。

譲受人が現在使用している工場敷地内の資材保管スペースや作業ヤードが不足し業務に支障をきたしているため、資材置き場用地を申請する計画です。

また、造成工事は約30センチの盛土を行い整地しますが、土砂が流出しないよう注意し施工します。そのため土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

なお、30センチの盛土ということですが、これ県に対するその盛土許可の関係要件には該当しませんので、県の許可を取る必要はございません。

最後ですね、雨水は自然透過及び流下します。水利権はございません。

許可基準は第2種農地の許可要件に該当いたします。

事務局からは以上です。

(会長)

はい。続きまして、寺嶋推進委員お願いします。

(寺嶋推進委員)

大澄興業さんとこの申請地の距離は約300メートルで、特に問題はありません。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは5条の2番について、これより意見等を求めることがあります。

どなたかございましたら挙手をもってお願ひいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは5条の2番について、賛成される方の挙手を求めることがあります。

はい。全員賛成ということで許可したいと思います。

以上で、農地法第5条に関する2件の審議を終わります。

それでは、今回の議案審議を取りまとめたいと思います。

議案第21号、農地法第3条の9件につきましては許可したいと思います。

議案第22号、農地法第4条の1件につきましても許可したいと思います。

議案第23号、農地法第5条の2件につきましても許可したいと思います。

続きましてその他の項目の①非農地証明願についてを議題といたします。

番号1について事務局の説明の後、坂本推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。非農地証明願1番の説明をいたします。

申請地の調査は7月18日に担当区の坂本推進委員と事務局2名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市上浦大字津井浦の1筆です。

申請地の土地の表示申請人等は議案書の通りです。

本申請地は、公衆用道路に挟まれた土地で、昭和58年6月ごろから耕作放棄されたため、山林原野化しています。

現況は前方面面に映し出している通りで、この土地を農地に復元するのは周囲の状況から判断すれば困難な状況です。

よって、非農地証明書発行基準要領第2-4に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして、坂本推進委員お願いします。

(坂本推進委員)

特に問題はないと思います。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号1番について、これより意見等を求めることがあります。

どなたかございましたら、挙手をもってお願ひいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号 1 番について、賛成される方の挙手を求めていきたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、番号 2 について、事務局の説明の後、後藤推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

非農地証明願 2 番を説明いたします。

申請地の調査は 7 月 17 日に担当区の後藤推進委員と事務局 2 名で実施をいたしました。

申請地は、佐伯市蒲江大字楠本浦の 1 筆です。

申請地の土地の表示申請人等は議案書の通りです。

本申請地は昭和 53 年頃から農地法の許可を得ずに宅地、倉庫及び庭敷用地として利用し、約 46 年が経過しております。

現状は前方画面に映し出している通りで、建築物等の敷地等にして相当なものであり、かつ建築後 20 年以上経過しております。

よって非農地証明書発行基準要領第 2-5 に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして後藤推進委員お願いします。

(後藤推進委員)

特に問題はないと思います。

(会長)

ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号 2 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願ひいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号 2 番について、賛成される方の挙手を求めていきます。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、番号 3 番について、事務局の説明の後、岡田推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

非農地証明願 3 番の説明をいたします。

申請地の調査は 7 月 16 日に担当区の岡田推進委員と事務局 2 名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市宇目大字重岡の 1 筆です。申請地の土地の表示申請人等は議案書の通りです。

本申請地は平成 6 年ごろから、川の氾濫により耕作困難な状況になり耕作放棄したため山林化しております。

現況は前方画面に映し出しているとおりで、この土地を農地に復元するのは周囲の状況から判断すれば困難な状況です。

よって非農地証明書発行基準要領第2-5に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして、岡田推進委員お願いします。

(岡田推進委員)

周りももうぼそぼそで非農地で良いと思います。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進からの意見が述べられました。

それでは番号3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願ひいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、番号3番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で非農地願いに関する3件の審議を終わります。

続きましてその他の項目の②非農地通知書についてを議題といたします。

それでは事務局より説明をお願いします。

(事務局)

非農地通知につきましては、毎年実施しております利用状況調査の結果に基づきまして、計画的に非農地判断をし非農地通知書を発行しております。

今回の非農地通知につきましては、大入島地区の非農地判断です。

大入島地区につきましては、令和2年3月に非農地通知書を発行し、交付しておりますが、それ以降の非農地判断です。

では、資料1ページ目をご覧ください。

非農地通知の送付大字別一覧表ですが、大字久保浦他6地区で合計524筆、合計面積は13万9,656平米で、送付予定人数は141人です。

また、土地の所有者が死亡・不明者分は1,351筆で31万8,264平米です。

では、今回送付予定の土地の位置図・現況写真を大字ごとに1,2ヶ所抜粋し、計11ヶ所を投影いたしますのでご覧ください。

なお、名簿はお手元の資料の3ページ目以降です。

名簿につきましては対象番号と大字のみを読み上げますので、ご確認をお願いいたします。

ではまず初めに名簿1ページの1番、大字久保浦、現況は山林です。

続きまして、非農地通知2番、名簿2ページの57番、大字久保浦、現況山林。

続きまして、非農地通知3番、名簿3ページの104番、大字片神浦、現況山林。

続きまして、非農地通知4番、名簿5ページの154番、大字片神浦、現況山林。

続きまして、非農地通知5番、名簿7ページ233番、大字高松浦、現況山林。

続きまして、6番、名簿8ページ268番、大字高松浦、現況山林。
7番、名簿9ページ291番、大字塩内浦、現況山林。
非農地通知8番、名簿10ページ319番、大字日向泊浦、現況山林。
非農地通知9番、名簿12ページ390番、大字日向泊浦、現況山林。
非農地通知10番、名簿13ページ433番、大字荒網代浦、現況山林。
最後、非農地通知11番、名簿14ページ477番、大字石間浦、現況山林。
いずれも山林化、原野化しております。
以上です。承認方よろしくお願ひいたします。

(会長)

はい。ただいま事務局より非農地通知書についての説明がございました。
それではこれより意見等を求めたいと思います。
どなたかございましたら举手をもってお願ひいたします。
はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。
それでは非農地通知書について、賛成される方の举手を求めたいと思います。
はい。全員賛成ということで許可したいと思います。
以上で非農地通知書についての審議を終わります。
続きましてその他の項目の③農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題といたします。
それでは、農政課より説明をお願いします。

(農政課)

農政課の矢野です。よろしくお願ひいたします。
お手元の農用地利用集積等促進計画（案）に沿って説明させていただきます。
2枚目が集計表となっておりますので、ご覧ください。
今月の案件は、令和7年10月1日開始分の74件になります。
内訳としまして、契約期間5年のもの更新で登記地目田、2筆1,987平米、登記地目畠、1筆515平米。
契約期間10年のもの更新で登記地目田、1筆730平米、登記地目畠、2筆1,841平米。
契約更新で登記地目田、64筆4万8,317平米。
契約期間17年3月期のもの、新規で登記地目畠、1筆1,044平米。
契約期間21年11月期のもの、中間保有で登記地目畠、3筆5,741平米。
以上合計74筆、面積が6万175平米となっています。
詳細につきましては、農用地貸付調書を添付しておりますので、ご確認ください。
以上で説明を終わり終わります。
ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(会長)

はい、ただいま農政課より、農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について説明がございました。これより質問等受けたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願ひいたします。

ございませんか。

はい。なしの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、承認したいと思います。

以上で、農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取についての審議を終わります。

これにてすべての日程が終了いたしました。

それでは閉会の言葉を副会長お願いします。

（副会長）

これをもちまして、令和7年度第8回佐伯市農業委員会を終了いたします。

皆さん長時間ご苦労さまでした。お疲れ様でした。

（15時35分閉会）